瀬戸内市クリーンセンターかもめ

お願い

- ・平成29年2月1日より、料金支払の際に、運転免許証、健康保険証等で住所確認をさせていただいています。この手続きは、他市町村からのごみの持ち込みを防止して、ごみの適正処理と減量化を図るために行うものです。
- ・ 持ち込みができるのは、<u>市内で発生したごみ(一般廃棄物)に限りま</u> <u>す</u>。
- 一般廃棄物搬入申請書に記入をお願いします。搬入時にごみを点検させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 持ち込んだごみは、ご自身(同伴者含む)で分別して指定場所に置いていただきます。
- ・ 産業廃棄物、家電リサイクル法の対象品目、危険物・有害物、処理困難物、法律等で回収方法が定められている物は、持ち込みできません。
- ・ ごみステーションに出すことができるごみは、所属する自治会のごみステーションに出すようご協力をお願いします。